

受検拒否の実態と受検率向上のための改善策

全国浄化槽技術研究集会 要旨集資料
 (一社) 兵庫県水質保全センター
 中島賢一、○濱田亜紀

1. はじめに

環境省実施の「浄化槽の指導普及に関する調査」(以下「行政調査」という。)では平成 27 年度末現在、兵庫県内に浄化槽 44,995 基、みなし浄化槽 43,068 基の計 88,063 基が設置されており、これらの浄化槽が法定検査対象となっている。なお、図 1 のとおり、みなし浄化槽は減少傾向にあるが浄化槽は横ばいで推移している。

法定検査制度は、浄化槽法制定前の昭和 53 年 8 月に示された厚生省環境衛生局水道環境部長通知によって開始され、通称 20 号検査と称されてきた。

その後、浄化槽法の制定により、浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査となり、何度かの法改正を経て、現在の制度に至っている。

兵庫県における第 11 条検査の受検率は、図 2 のとおり、平成 27 年度末現在浄化槽 81.2%、みなし浄化槽 40.9%、全体で 61.3%となっている。

みなし浄化槽は、浄化槽よりも低い受検率で推移しており、その要因は、制度の周知不足等による管理者の認識不足が設置後の無管理を招き、受検拒否につながっているものと思われる。

当センターでは受検拒否者への督促方法等を改善するとともに未受検者対策として、浄化槽管理者の把握、並びに使用開始前の現地での維持管理の説明等を通じて未受検者の解消に一定の成果を得ている。受検拒否者及び未受検者対策は、他の検査機関においても不可避の課題であることから、本研究集会で報告する。

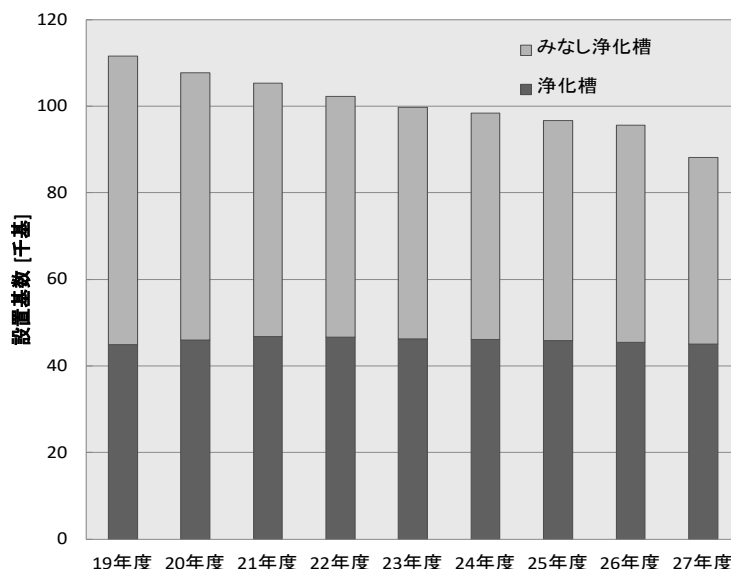


図 1 浄化槽設置基数の推移

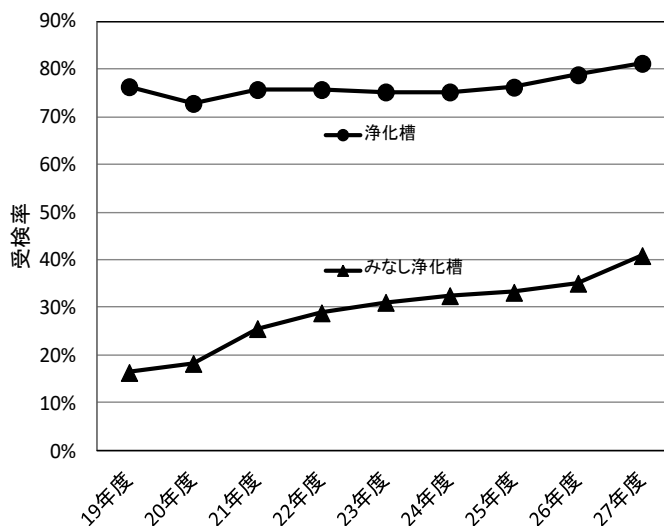


図 2 第 11 条検査受検率の推移

2. 受検拒否の実態

(1) 法定検査の受検対応について

平成 18 年 2 月施行の改正浄化槽法により都道府県知事の指導権限が強化された事を踏まえ、当センターでは平成 18 年 8 月に浄化槽担当行政機関職員（現状：20 名）をメンバーとした「法定検査制度管理特別委員会」を設置し、浄化槽の適正な維持管理の確保を目的に法定検査の受検拒否者への受検指導及び、法定検査結果の不適正所見に係る早期の改善指導等の対策並びに行政が保有する浄化槽台帳との整合性を図るため情報の共有化を検討してきた。

また、把握できていない浄化槽が相当数存在している可能性が有ることから、適正な維持管理の推進と公平な受検の確保を目的として、兵庫県からの要請を受け平成 20 年度から 22 年度にかけて神戸市を除く県内全域の悉皆調査を行い、判明した既設浄化槽を台帳登録して法定検査の案内を行ってきた。検査実施基数等の内訳は表 1 のとおり。

検査未実施のうち拒否・延期等に含まれている空き家等については、判明している平成 26 年度以降の基数を再掲している。

表 1 検査実施基数等の推移

年 度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
設置基数※1		99,673	98,399	96,705	95,553	88,063	—
案内基数※2		71,807	71,681	74,016	68,506	69,748	69,011
実施基数		51,738	52,479	51,431	51,510	52,271	52,010
未実施 基数の 内訳	拒否・延期等	17,848	17,249	17,178	13,776	15,086	14,509
	(空き家等)	—	—	—	(5,892)	(5,927)	(6,447)
	廃止等	2,221	1,923	5,407	3,220	2,391	2,492

※1：行政調査の基数 ※2：センター把握の案内可能基数

(2) 法定検査受検拒否の基数とその理由

平成 23 年度から平成 28 年度までの検査未実施基数のうち管理者が理由を明確にして受検を拒否した基数の推移を図 3 に示す。なお、明確な拒否以外の未実施は、管理者に連絡が取れない、空き家、検査延期等である。

検査延期については潜在的な受検拒否とも考えられるが、ここでは戸別訪問による聴き取り等で確認した次の 5 つを受検拒否の理由として集計している。（表 2 参照）

①業者が点検しているから検査は不要

（保守点検業者に任せ、二重検査はいらない）

②検査料金を払いたくない（経済的な、一部心情的な理由）

③法定検査の制度に納得がいけない（法制度を知らない、知る必要がない）

④周囲が受検していないからしない（みなし浄化槽に多い、申し合わせもある）

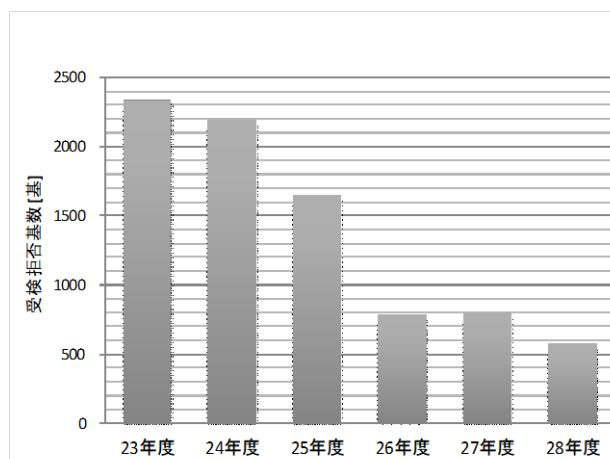


図 3 受検拒否基数の推移

⑤行政から指導されるまで受検しない（県・政令市・権限移譲市の指導なら受ける）

判明している理由からみると①③は、知識不足等からくるものであるが、突き詰めれば検査料金を払いたくないための口実にすぎないのではないと思われる。

なお、検査料金については、平成 15 年 4 月以降改定は行っていない。

表2 理由の明確な受検拒否基数

拒否の理由	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①業者が点検しているから検査は不要	1,002	863	601	276	289	193
②検査料金払いたくない	568	547	373	160	195	138
③法定検査の制度に納得がいけない	328	376	344	205	182	151
④周囲が受検していない	229	220	208	83	77	53
⑤行政から指導されるまで受検しない	194	182	119	60	45	31
合計	2,321	2,188	1,645	784	788	566

3. 改善方法

法定検査の受検拒否を解消し、受検率を向上するためには、制度に対する理解を深めることが不可欠であるが、検査料金がボトルネックとなっている側面もあり、浄化槽設置から年数が経過するほど理解を得ることが困難である場合が多い。このため、受検拒否並びに未受検に関して以下の対策を講じた。

(1) 平成 24 年 11 月に「浄化槽工事業者から浄化槽管理者等への引渡に関する運営要領」を策定し、浄化槽の維持管理の重要性等を小型合併浄化槽の管理者に説明する機会を確保した。現地の説明会は浄化槽の使用開始前の初回の保守点検実施日に行うことを基本とし、立会いはセンターの会員で浄化槽工事を請け負った工事業者、保守点検業者、清掃業者とセンターで実施している。表 3 に年度毎の新設基数並びに引渡立会実施基数を示す。

表3 引渡立会実施基数

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
新設浄化槽基数	713	675	797	720
引渡立会実施基数	257	310	357	391

(2) 平成 25 年 6 月より管理者との良好なコミュニケーションを強化するため、検査案内に係る電話対応は専属の電話オペレーター 2 名で担う態勢を構築した。

(3) 平成 25 年 8 月より未受検対策として、転売等で管理者不明の浄化槽については、一般財団法人民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」を利用した調査を行い、不動産登記情報の所有者事項を取得することとした。平成 28 年度末までの累計で、3,615 件の照会を行い、判明分は 2,245 件（判明率 62%）であった。

(4) 平成 25 年 9 月からは受検拒否者に対する検査案内方法を改めた。過去の受検拒否者もしくは不在等で受検の意思確認が取れずに未受検の管理者には、一定の期間を区切って検査を案内し、その期間のなかから検査希望日を選んで申し込んでいただけるよう返信ハ

ガキを用意して受検を促すこととした。

(5) 行政調査と、センターが保有している台帳の基数に大きな差異が認められるため、平成 27 年 6 月に「浄化槽台帳整備に関する基本方針」を策定し、県並びに政令市、権限移譲市と個別に協議を行い、浄化槽の設置並びに廃止情報の共有化に努めている。また、平成 28 年 4 月からは地図検索システムを導入しており、今後行政機関との情報共有をより強化することとしている。

4. 改善結果

平成 23 年度から平成 28 年度までの理由が明確な受検拒否基数は、先の図 3 に示したとおり平成 24 年度以降の改善対策を講ずる過程で減少しており、改善効果が認められた。

(5 つの理由別の推移を図 4 に示す)

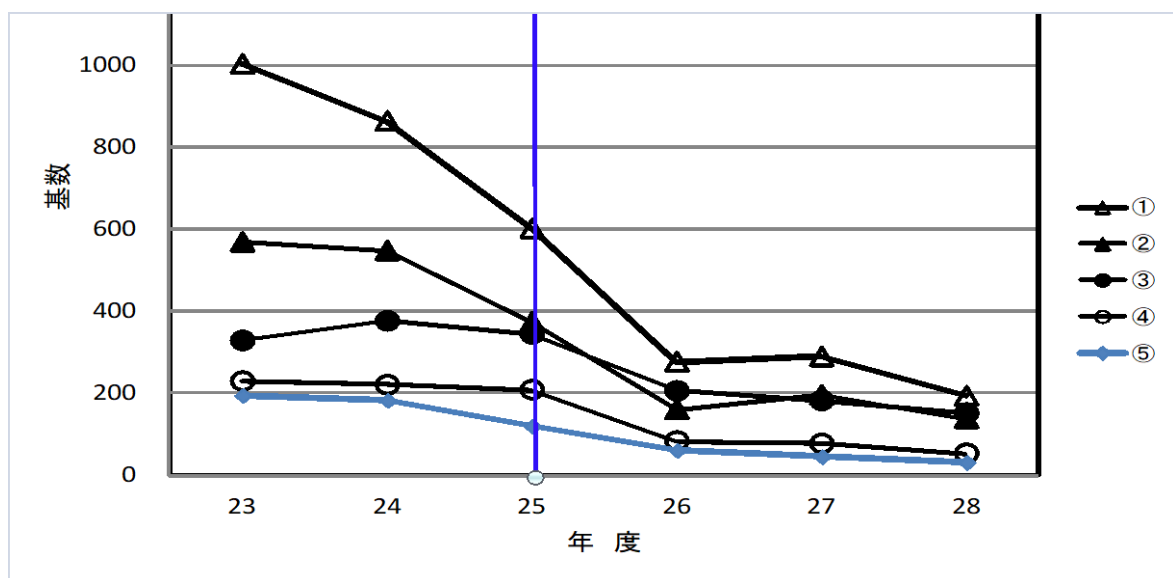


図4 受検拒否理由ごとの受検拒否基数の推移

5. 今後の課題

前述の各種取り組みにより、理由が明確な受検拒否者が減少し、あわせて検査業務の効率も向上した。

しかしながら、拒否理由は確認できず検査が未実施となっているもののうち、3回以上連続で検査を延期した基数が多くを占めていることから、これらを受検拒否として行政に報告する等により、未受検解消に取り組んでいるところである。

今後のさらなる受検率向上のためには適正な維持管理の確保が不可欠であり、以下の取り組みが課題であると考えます。

(1) 公的関与による維持管理の推進

適正な維持管理の確保には、下水道との公平性の観点からも市町村設置型の浄化槽整備や維持管理に対する助成が有効であると考えます。

兵庫県では 41 市町のうち 17 市町が 1 万基強の合併処理浄化槽に対して維持管理費を負担し、そのかわりに下水道料金として使用料を徴収や補助金を支給するなどの公的関与を行っており、このうち加古川市では、公共下水道計画区域の見直しを行い、おおむね 10 年で下水道が整備できない区域については浄化槽による整備区域に変更し、平成 27 年度より個人設置型浄化槽への補助制度を拡充している。当該制度は設置に係る市独自の上乗せ補助に加えて、適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の実施が確認された浄化槽に対して年 2 万円の補助を 10 年間行うものであり、受検率向上にも繋がっている。

さらに、この補助制度導入以前はみなし浄化槽から合併処理浄化槽への転換が 4 年間の累計で 1 件だけだったものが、平成 27 年度 41 件、平成 28 年度 34 件であった。

これは、維持管理費に対する補助制度を創設したことで、法定検査の受検が推進されるだけでなく、全国的に課題となっているみなし浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進されることを示しており、行政による浄化槽への維持管理に係る財政的支援が望まれる。

（2）維持管理業者等の責務の明確化

受検率向上には、管理者と接する機会の多い維持管理業者の協力が欠かせない。また、管理者等は、維持管理業者がどのように業務を実施し、それが適切なのかどうかを把握する責務があり、逆に委託を受けた維持管理業者は業務の必要性及び内容を説明する責任を負っている。そこで、管理者等への維持管理講習会等の受講義務化や維持管理業者が保有する顧客台帳等の指定検査機関への情報提供、空き家の扱い等を規定する法整備により、適正な維持管理を確保することが必要であると考えらる。